

静情審第49号
平成20年2月20日

静岡県知事様

静岡県情報公開審査会
会長 田中克志

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成19年7月27日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

賃貸借契約解除補償金及び入札結果関係公文書の部分開示決定に対する
異議申立て（諮問第154号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事が非開示とした部分のうち、防災船「希望」のエンジン賃貸借契約の解除に伴う「補償金の計算根拠」については開示すべきである。

2 異議申立てに係る経過

(1) 平成 19 年 4 月 5 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「防災船「希望」に関する年度ごとの収支（内訳を含む）状況が分かる文書、エンジンのリース契約書及び違約金の計算根拠、第 1 回・第 2 回入札条件及び入札結果表、参考価格の根拠並びに航路廃止に至った経過が分かる文書」の開示を請求し、同日、実施機関は当該開示請求書を受け付けた。

(2) 実施機関は、この開示請求書に対応する公文書として、次に掲げる公文書を特定した。

ア 静岡県総合管理公社（以下「公社」という。）の防災船事業特別会計に係る収支計算書

イ 防災船「希望」のエンジン賃貸借契約書（以下「賃貸借契約書」という。）

ウ 防災船「希望」のエンジン賃貸借契約に係る覚書（以下「覚書」という。）

エ 防災船「希望」のエンジン賃貸借契約に係る変更覚書（以下「変更覚書」という。）

オ 防災船「希望」のエンジン賃貸借契約の解除に伴う補償金の計算根拠（以下「補償金の計算根拠」という。）

カ 防災船「希望」の処理に関する覚書（以下「処理覚書」という。）

キ 県有財産の一般競争入札による売払いに係る入札結果表（政交札第 1 号）（以下「入札結果表①」という。）

ク 県有財産の一般競争入札による売払いに係る入札結果表（政交札第 2 号）（以下「入札結果表②」という。）

ケ 県有財産の一般競争入札による売払いに係る船舶評定調書

コ 平成 18 年 2 月県議会定例会知事提案説明要旨

(3) 平成 19 年 4 月 18 日、実施機関は、異議申立人に開示決定等の期間延長を通知するとともに、平成 19 年 4 月 24 日、「賃貸借契約書」、「覚書」、「変更覚書」、「補償金の計算根拠」及び「処理覚書」については、実施機関の出資法人である公社、防災船「希望」を開発・建造した A 株式会社（以下「法人 A」という。）及びその関連会社である B 株式会社（以下「法人 B」という。）に関する情報が含まれているため、意見照会を行った。

(4) 実施機関は、平成 19 年 4 月 26 日に法人 B から、また、5 月 7 日に法人 A から反対意見書を受け付けた。

(5) 平成 19 年 5 月 18 日、実施機関は、特定した公文書のうち、「補償金の計算根拠」については条例第 7 条第 3 号ア、また、「入札結果表①」及び「入札結果表

②」中の「入札立会者の氏名」については条例第7条第2号に該当するとの理由で非開示とし、その余を開示するとした部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した（以下「補償金の計算根拠」並びに「入札結果表①」及び「入札結果表②」を「本件公文書」という。）。

(6) 平成19年7月13日、異議申立人は、本件処分を不服として行政不服審査法第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行い、同日、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち非開示とした部分を取り消し、本件公文書の開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 非開示部分に係る処分は、条例の適用及び解釈を誤っている。

(2) 「補償金の計算根拠」について

ア 金融会社として営業している以上、その金利等の条件は原則として公表すべき情報である。銀行をはじめ消費者金融でさえ、金利を公表して企業間競争をしている。県民は元本と利息が分からなければ補償金額が適正であるか否かを検証する手段はない。条例第7条第3号の適用は誤っている。

イ 仮に条例第7条第3号に該当するとしても、県民の血税を100億円も投入したのに、何の使い道もない船を廃船とするために、エンジンのリース契約解除の補償金として、なおも約5億円（正確には4億9,980万円）を県民の血税から支出したことの正当性を証明するため、実施機関は自ら進んで条例第9条を適用して開示すべき情報である。

(3) 「入札立会者の氏名」について

ア 条例第7条第2号は、個人のプライバシーの侵害を防止することを趣旨とするものであるが、入札に立ち会ったということを開示したからといって、当該人のいかなるプライバシーが侵害されるのか説明がない。

イ 入札立会者は、入札が公正に行われるために必要不可欠なものであるが、入札に立ち会いさえすれば、誰でもよいというものではない。公正な入札の執行を妨げるおそれがある立場の者は避けなければならない。だれが立会者となったかは、当該入札が公正に行われたか否かの重要な判断材料の一つとなるもので、当該立会者の公表は、入札が公正に行われたことを証明するために不可欠な情報である。だれが立ち会ったのか分からないというのであれば、入札関係者の利害関係人が立ち会っているという心配もある。そうになると、立会者の公平性、客観性、第三者性というのは、全く担保されないということになる。県事業の入札は公務の執行であり、この入札の立会いは公務の執行に含まれるものである。したがって、条例第7条第2号ただし書ウを擬制適用して開示すべき情報である。

ウ 仮に条例第7条第2号に該当するとしても、入札が公正に行われたか否かということは、前記イで主張したとおり、公益上、重要な情報であり、条例

第9条を適用して開示すべき情報である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 「補償金の計算根拠」について

「補償金の計算根拠」には、賃貸借契約に係る元本及び利息の関係並びに補償金の内訳が記録されている。賃貸借契約の当事者、すなわちリース会社である法人Bにとって、元本及び利息の関係等は他の事業者や契約相手先が通常知り得ない企業秘密である。企業秘密であり、価格等の決定の根拠となる元本及び利息の関係等が公にされると、他の事業者は競争相手の価格等の動向を考慮に入れつつ、価格等の設定や営業活動を行うことができるという点で、競争上、優位な立場に立つことができ、契約予定者及び契約者も提示された価格等が割高であるか割安であるかの判断が容易になるなど、当該事業者との交渉上、優位な立場に立つことができることとなる。したがって、当該公文書を開示することにより、法人Bの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、条例第7条第3号のただし書にも該当しない。

(2) 「入札立会者の氏名」について

ア 「入札立会者の氏名」を開示することにより、特定の個人が識別される。

また、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 条例第7条第2号の規定は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができるような情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めている。開示の可否の判断は、異議申立人の主張にある「当該人のいかなるプライバシーが侵害されるのか」といった、権利利益の侵害の有無を前提としているものではない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 防災船「希望」について

ア 防災船「希望」は、将来の高速貨物輸送の実験船として建造された「飛翔」を実施機関が平成8年に防災船として購入し、改造したもので、平常時は高速カーフェリーとして運航されていた。その動力は、大型・高速貨物輸送を実現するため、16,000馬力のガスタービンエンジンを2基搭載し、日本最速の船舶として注目された。

実施機関の説明によれば、近年、防災面では海上自衛隊や海上保安部等による迅速な支援体制の構築等、災害時の海上輸送体制が整備され、海上交通面では民間事業者による海上航路が開設されるなど、防災船「希望」の代替機能が確保されたことから、平成18年3月末をもって廃止された。

イ 防災船「希望」の所有関係については、実施機関がエンジンを除く船体を所有する一方、その管理の委託を受けた公社がエンジンを法人Bから賃借す

るというもので、公社の賃貸借契約は、いわゆるリース契約であった。

ウ 船体は、船舶として利用することを前提に、財産売払いの一般競争入札が実施されたものの、すべての入札額が予定価格に達せず不調に終わり、再度実施された入札では落札者と条件面で折り合わず落札は無効となった。そこで、実施機関が解体を前提に売却手続を進め、最終的に法人Aに売却された。

エ エンジンは、賃貸借契約の解除によって法人Bに返還され、さらに、違約金である所定の補償金が法人Bに支払われた。なお、返還されたエンジンは、法人Bから米国企業に売却されている。

(2) 本件公文書の内容

ア 本件公文書は、実施機関が平成18年3月末をもって運用を廃止した防災船「希望」の処理に関する公文書である。

イ 「補償金の計算根拠」は、エンジンの処理方法等について実施機関、公社、法人A及び法人Bの協議において、法人Bから提示されたものであり、賃貸借契約に係る元本及び利息の関係図並びに補償金の内訳として賃貸借契約を解約した時点での元本残額、未回収経費、解約手数料等が記録されている。

ウ 「入札結果表①」（平成19年2月19日執行）及び「入札結果表②」（3月12日執行）は、財産の売払いに係る一般競争入札について実施機関が作成したものであり、入札番号、件名、入札日時、場所、参考価格、予定価格、入札書比較価格、入札者名、入札価格、結果、入札執行者、入札立会者等が記録されている。

なお、実施機関は、入札が公正に行われたことを証するため、地方自治法施行令第167条の8に規定される入札立会者の中から2番目の金額を入札した者に署名を求めており、本件においては、いずれの入札も当該入札者が法人であったため、入札立会者欄には、当該法人から入札に関して委任を受けた従業員の氏名（法人の名称を除く。）が記録されている。

(3) 「補償金の計算根拠」について

実施機関は、「補償金の計算根拠」に記録された情報が条例第7条第3号アに該当すると主張しているので、以下検討する。

条例第7条第3号アは、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

しかしながら、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められると解される。すなわち、この非開示情報に該当するというためには、開示することにより、法人等の事業活動等に何らかの不利益が生じる「おそれ」があるというだけでは足りず、競争上の地位等の正当な利益が具体的に侵害されることが客観的に明白な場合をいい、その判断は、当該情報の内容・性質をはじめとして、諸般の事情を総合してなされる。

実施機関は、賃貸借契約に係る価格等の決定の根拠となる元本及び利息の関

係並びに補償金の内訳が公にされると、他の事業者は競争相手の価格等の動向を考慮に入れつつ、価格等の設定や営業活動を行うことができるという点で、競争上、優位な立場に立つことができ、契約予定者及び契約者も提示された価格等が割高であるか割安であるかの判断が容易になるなど、当該事業者との交渉上、優位な立場に立つことができるため、法人Bの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張する。

確かに、既に開示された「賃貸借契約書」、「覚書」及び「変更覚書」から、賃貸借期間、年間賃貸借金額及び総支払額を把握することができる中で、さらに「補償金の計算根拠」に記録されている賃貸借契約を解約した時点での元本残額を開示すれば、契約当初における元本金額及びリース料率が判明する可能性は否定できない。一般に、元本金額にどの程度のリース料率を設定するかは、競業する他の業者には知られたくない情報であり、公にすれば将来の取引に何らかの影響があることも予想される。

しかし、今回の賃貸借契約は、防災船「希望」を開発・建造した法人Aが系列リース会社の法人Bにエンジンを譲渡し、法人Bが賃貸人となったものである。よって、当該賃貸借契約において競業する他社は初めから存在しない。

また、当該賃貸借契約は、平成18年11月に解除された後、エンジンが米国企業に売却されており、今後、公社と法人Bとの間で同様の賃貸借契約が締結される予定はないものと考えられる。

さらに、当該賃貸借契約は平成9年4月に締結されたものであり、現在の社会情勢・経済事情とは異なっていること、また、賃借したエンジンは、高速貨物輸送船用として改良された高性能のもので、特殊な用途に使用するものであるから、国内に多数流通するものとは考えられないことをかんがみれば、仮に、今後、当該エンジンのリースが他に行われたとしても、その時点での社会情勢・経済事情又は当該エンジンを搭載する船舶・機械によって、それぞれ条件が異なるものと考えられ、今回の契約内容がそのまま比較対象になるとは考えにくい。

このようなことからすれば、「補償金の計算根拠」を開示しても、実施機関が主張するようなおそれは考えられず、法人Bの権利、競争上の地位等の正当な利益が具体的に侵害されることが客観的に明白であるとはいえない。

したがって、「補償金の計算根拠」は、条例第7条第3号アに該当せず、開示すべきである。

(4) 「入札立会者の氏名」について

入札立会者とは、地方自治法施行令第167条の8に規定される立会者のことである。同条は「一般競争入札の開札は、公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。」と規定している。

本規定は、競争の公正を期するため、入札者を立ち会わせて開札するとした開札手続の公開を定めたものであって、第三者ではなく、入札者に開札手続を

監視させるという当事者構造を採っている。

実施機関は、当該政令の規定どおり入札者を立ち合わせ、慣行として2番目の金額を入札した者に入札結果表の立会者欄へ署名を依頼しているが、本件においては、当該入札者が法人であったため、その従業員が署名している。つまり、「入札立会者の氏名」とは、当該法人の従業員の氏名のことである。

実施機関は、「入札立会者の氏名」を条例第7条第2号に該当するものとして非開示にしたので、以下検討する。

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とした上で、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。（後略）」のいずれかに該当する情報は開示しなければならない旨規定している。

当該法人の従業員の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であるから、条例第7条第2号本文に該当する。次に、当該従業員は法人の役員ではなく、公にされている事情も認められないため、同号ただし書アには該当しない。異議申立人は、入札は公務の執行であり、入札の立会いは公務の執行に含まれるものであるため、同号ただし書ウを擬制適用して開示すべき情報であると主張する。しかし、私企業である法人の従業員である以上、同号ただし書ウに規定する公務員等に当たらないことは明らかであり、異議申立人が主張するような解釈をしなければならない事情もない。さらに、同号ただし書イに当たらないことは明らかである。

したがって、「入札立会者の氏名」は、条例第7条第2号に該当し、非開示とすべきである。

(5) 条例第9条該当性について

異議申立人は、「入札立会者の氏名」については、仮に条例第7条第2号に該当するとしても、入札が公正に行われたか否かということは、公益上、重要な情報であり、条例第9条を適用して開示すべき情報であると主張しているため、以下検討する。

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。

本規定は、開示請求に係る公文書に条例第7条各号に掲げる非開示情報が記録され、その開示が禁止される場合であっても、当該情報についての個別的事情のいかんによっては、開示することの利益が非開示にすることによる利益に

優越すると認められる場合があり得ることも否定できないことから、実施機関の高度な行政的判断により、当該公文書の開示を行う余地を残すこととしたものである。

異議申立人は、入札立会者については公正な入札の執行を妨げるおそれがあると思われる立場の者は避けなければならない、だれが立会者となったかは、当該入札が公正に行われたか否かの重要な判断材料の一つとなると主張する。

しかし、先に述べたとおり、地方自治法施行令第 167 条の 8 は、入札者に開札手続を監視させるという当事者構造を採っているのであって、立会いとはいっても当事者以外の第三者が立会者となるものではない。実施機関は、入札立会者の中から 2 番目の金額を入札した者に入札立会者欄へ署名を求めているが、本件においては、当該入札者が法人であったため、その従業員が署名したものである。また、「入札結果表①」及び「入札結果表②」の開示部分を見れば、入札立会者がどの法人の従業員であるかは容易に判明する。

このような状況の中で、入札が公正に行われたか否かの重要な判断が可能になるという異議申立人の主張だけでは、本来非開示であるはずの「入札立会者の氏名」を開示しなければならないほどの公益上の必要性があるとは認めることができない。

(6) 異議申立人のその他の主張

異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 19 年 7 月 27 日	諮問を受け付けた。	
同 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 19 年 8 月 20 日	審議	第 200 回
平成 19 年 8 月 31 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 19 年 9 月 14 日	審議	第 201 回
平成 19 年 10 月 11 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 19 年 10 月 29 日	審議	第 202 回
平成 19 年 11 月 19 日	審議、異議申立人から意見を聴取した。	第 203 回
平成 19 年 12 月 27 日	審議	第 204 回
平成 20 年 1 月 24 日	審議	第 205 回
平成 20 年 2 月 20 日	審議（答申）	第 206 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 200 回～第 206 回
大 村 知 子	静岡大学 教育学部教授	第 200 回～第 201 回
興 津 哲 雄	弁護士	第 202 回～第 206 回
小 野 森 男	弁護士	第 200 回～第 201 回
児 矢 野 マリ	静岡県立大学 国際関係学部准教授	第 203 回～第 204 回
佐 藤 登 美	静岡県看護協会 会長	第 200 回～第 206 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院教授	第 200 回～第 206 回
根 木 真 理 子	静岡大学 教育学部教授	第 202 回～第 206 回
山 中 崇 弘	静岡新聞社 顧問	第 200 回